

第2回 千歳市景観計画検討会議 議事概要

日 時：令和2年9月7日（月）15：30～17：00

場 所：千歳市議会棟大会議室

出席者：（委員出席者）小林委員（座長）、廣島委員（副座長）、伊藤委員、斉藤委員、
瓜生委員、山口委員、安田委員、北原委員、村中委員

（委員欠席者）小野委員、南雲委員、曙委員

（オブザーバー）千歳市教育委員会教育部 埋蔵文化財センター 久保田センター長

（事務局）企画部まちづくり推進課長 企画部まちづくり推進課都市計画
係長ほか2名

（傍聴者）2名

1. 開会

2. 座長挨拶

3. 議事

【検討事項】

「キウス周堤墓群周辺の景観づくりの考え方」について

- 1 千歳市の景観計画区域、景観重点区域
- 2 キウス周堤墓群周辺の景観特性と課題
- 3 景観重点区域の景観形成の方針（案）
- 4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準（案）
 - （1）景観重点区域における届出対象規模
 - （2）景観重点区域における景観形成基準

上記の検討事項について、事務局案のとおり進めていくことを確認した。

《第1回検討会議後の質疑について》

（事務局）

前回の会議終了後から受けた意見は、1件であった。内容は「千歳らしい景観を育んでいくという道筋を大切にしたいという思いから、景観計画検討会議終了後も市民と連携して働きかける組織をつくってはどうか」という提案である。

事務局も千歳らしい景観づくりを推進していくためには、市民が積極的に参加できる仕組みをつくることが大切と考えている。

本日はキウス周堤墓群に係る景観について検討することとなっており、次回以降、景観づくりを支える仕組みについて検討する場を設けたいと考えている。

《景観アドバイザー中井氏からの意見について》

（事務局）

本日欠席している景観アドバイザー中井氏よりキウス周堤墓群の現地視察を踏まえ、景観計画への配慮事項についての意見をいただいたので以下のとおり報告する。

（意見1）縄文時代の雰囲気を持するためには、キウス周堤墓群のある森林帯周辺の緩衝地帯の在り方が重要であると考えます。今回の現地視察ではキウ

ス周堤墓群を外側から見る機会は無かったが、外部の視点から見た場合、現況の樹林帯の役割は景観形成上大きいものとする。さらに周囲の緩衝帯の範囲も大事とする。

(意見 2) キウス周堤墓群の内側の視点場から周辺部分を見た場合も、周辺の緩衝地帯の在り方が重要となる。落葉樹林にあるキウス周堤墓群は、秋や冬の落葉の時期には、周辺の農家や建築物が樹林間に見えてくることから、縄文時代の雰囲気を持する景観の配慮が必要とする。また、5号周堤墓、12号周堤墓付近では、現在、外周境界線にテープがめぐらされている事に違和感を覚えた。可能であれば、低木や生垣などの自然に馴染む方法で一部でも外部との境界が形成されると望ましい。

(意見 3) キウス周堤墓群周辺に建設される建築物やサイン類等の構築物は素材や色彩、形状や大きさなど景観上の配慮が必要とされる。例えば、第2回検討会議資料にある色彩基準(案)では、色相の種類が多すぎると感じる。キウス周堤墓群のように樹木や草、土などの自然景観においては赤紫系 RP、青系 B、青紫系 PB と呼ばれるものなどの色相は馴染まないと感じる。

(意見 4) キウス周堤墓群の中を国道 337 号が通過している。そのため、道路脇に柵がある場所や道路の擁壁等が見える周堤墓群(2号、4号)が存在する。可能であれば、そのような人口構築物を周囲の自然と馴染ませる色使いや素材の選択、道路の擁壁にはつる性植物などで隠蔽するなどの手法を取り入れて景観の向上を図ることが望まれる。

《議事内容》

(事務局)

(会議資料に沿って説明)

(埋蔵文化財センター)

11 ページの景観重点区域における景観形成の方針(案)について修正させてもらいたい。方針①の「史跡キウス周堤墓群の景観は、縄文の雰囲気が感じられるよう、史跡景観の保全を図るとともに、緩衝地帯並びに周辺地域の自然環境の保全に努めます。」の下線部を「周辺地域の地理的・自然的環境の保全に努めます。」に、方針①の補足説明2の「史跡キウス周堤墓群周辺の自然環境を保全し、縄文の雰囲気を体感できる景観形成を図ることが求められます。」の下線部を「地理的・自然的環境を保全し、史跡景観との調和を図ることが求められています。」に、方針②の補足説明の「史跡キウス周堤墓群及びその周辺には、将来的に多くの方が訪れることが見込まれるため、国道 337 号沿いの建築物やサインなどの設置についても配慮し、良好な周辺景観が保たれるよう努めます。」の下線部を「将来的に多くの来訪者が見込まれるため、地域住民の生活環境を悪化させないように配慮した景観づくりに努める必要があります。」に修正させてもらう。

なお、修正した会議資料は、後日委員に配布する。

(座 長)

事務局より説明があったキウス周堤墓群周辺の景観づくりの考え方についてご意見を伺いたい。

まず景観重点区域に民有地が入っていることについて、土地所有者はどう考えているか確認したい。

(埋蔵文化財センター)

8月22日、キウス周堤墓群の緩衝地帯の居住者を含む地域住民を対象に地域説明会を行い、約40世帯のうち16世帯が出席された。景観条例・景観計画の概要や策定スケジュール、景観重点区域における届出対象行為（案）、景観形成基準（案）について説明をした。また史跡キウス周堤墓群の世界文化遺産登録に向けたこれまでの取り組みや今後の予定についても併せて説明を行った。

出席者からの意見とその回答については以下のとおりである。

（質問1）世界遺産登録はどうしても目指すべきものなのか。世界遺産登録がされることで来訪者が増え、ごみの投棄など地域住民にとってはデメリットがあるのではないのか。

（回答1）人類のかけがえのない宝として守っていくために登録は必要であると考えている。世界遺産になると今と状況が変わってくることは考えられるが、みんなで人類の宝を守るという考え方の啓発をしていきたい。

（質問2）世界遺産登録にならなかった場合、景観重点区域は一般区域になるのか。

（回答2）世界遺産の有無に関わらず北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産を所有する他の市町とともに環境を守る為、景観重点区域として今後も維持していきたい。

（質問3）施設を設置する場合は届出が必要になるのか。

（回答3）建物を建てる場合は、建築基準法の確認申請が必要であり、今後、景観条例・景観計画を定めた場合、景観に関しての届出も必要になる。

（質問4）世界遺産になる可能性はあるのか。

（回答4）推薦書の内容や今後実施予定のイコモスの現地調査などにより判断されるので、まだ回答はできない。

全般的に景観条例・景観計画の策定、概要説明については大きな異論はなかった。また欠席者にも資料を配布するよう手配している。

(座 長)

景観重点区域の居住者は、景観条例・景観計画の策定による規制について了承を得たと捉えてよいか。また、ごみの投棄などの住環境の保全について指摘があったことから、景観形成の方針（案）②の補足説明を修正したという認識でよいか。

(埋蔵文化財センター)

景観計画策定及び景観条例制定について、反対意見はなかったため、概ね理解を得られたものと認識している。

文言修正については、そのような認識でよい。

(座 長)

説明のあったとおり、事務局で作成した景観形成の方針（案）は、地域住民の意見を反映し作成したものであるが、さらに反映すべき要素はないか意見をいただきたい。

(委 員)

景観重点区域内の民有地の登記簿上の所有者は何名なのか。また、景観計画は「届出」であり「許可行為」ではないため強制力は弱く、届出をしないことに罰則や規制することなどは難しいと考えている。現在の土地所有者は、景観重点区域に設定することに理解を示していても、土地の売買や相続などが起こると、届出をしない人も出てくるのではないのか。そのような課題を将来的にはどのように対処することを想定し

ているのか。

(埋蔵文化財センター)

史跡内の民有地の所有者は1名である。緩衝地帯においては、次回以降回答させてもらいたい。

(事務局)

北海道・北東北の構成資産を有する自治体は統一して基準を定めているが、事前に手続きを必要とする条例を定めることにより、行為をする前に情報を入手し、景観に影響があるような行為については、市として指導・助言をしていく。

景観法では罰則規定があるが、基本的には指導・助言で誘導していくことが基本となる。

(座 長)

今の指摘にあったように、景観を将来的に持続させるためにも、具体的な指針を分かりやすく記載するのがよいと思う。

景観重点区域の設定の仕方については、論理的根拠があるのか。

(埋蔵文化財センター)

緩衝地帯の設定の考え方については、世界文化遺産の部会である文化審議会が「顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その理解を担保するのに必要な範囲」としている。要するに、「みんなが見てこれは重要だ」と思うものが「顕著で普遍的な価値」である。この考え方をもとに北海道・北東北の縄文遺跡群の緩衝地帯が平成30年に確認され、それを踏襲してエリアを設定している。ちなみに設定にあたっては、文化庁、道の教育委員会の助言を受けているものである。

(座 長)

今回新たに設定したものではなく、既に設定されているものということか。また、設定されたときに民有地の土地所有者に承諾を得ているのか。

(埋蔵文化財センター)

世界遺産の推薦書というものがあり、そこで設定したものである。緩衝地帯に居住している世帯の方に同意書をいただいているが、昨年の12月に地域住民の説明会を行った際に異論はなかった。また、8月22日の地域説明会でも説明しているが、同様に異論がなかったことから、概ね理解を得られたものと認識している。

(委 員)

「縄文の雰囲気」というのはどのようなものを指しているのか。ここで言う「縄文の雰囲気」というのはくぼ地があって、植生があるといったことか、それとももっと大きな雰囲気のことを指しているのか説明していただきたい。

(埋蔵文化財センター)

キウス周堤墓群は、周堤墓等は縄文時代以降に生成した腐食土や火山灰などの陸成堆積物によって覆われ、往時の生活面を伴って現存しており、現地表面でその形をしっかりと視認することができ、縄文時代の有様を反映させた史跡景観となっている現状を持って現在も保全されており、また、段丘地形であることは当時と同様に保全されているほか、史跡内の樹木についても当時の地層にある花粉の化石を調査した結

果、今の植生と大きく変わらないことが確認されていることから、今現在のキウス周堤墓群の植生も縄文時代と同様であったと推測される。

結果として、現状が維持・保全された状態の現地を訪れることで感じ取れる雰囲気「縄文の雰囲気」であると考えており、景観計画では、現在の状況を維持・保全することを基本として考えている。

(座 長)

史跡を活用していくことを踏まえると誰が見ても「縄文の雰囲気」を感じられるものとする必要があると思うが、どのような取組を想定しているのか。

(埋蔵文化財センター)

保存活用計画では、ガイダンス施設の設置や遺跡の保全に配慮した園路の設定、案内板の設置、大人数でも対応可能な説明場所の設置を検討しているところである。また、ソフト面では、市民協働事業で地域の保護団体を活用した市民ガイドを来年度から実施したいと考え、募集を進めている。さらに、今年度中に整備基本計画を策定することになっているので、専門家の意見も聞きながら検討をしていきたい。

(座 長)

洞爺湖町や八戸市の景観形成の方針では、「縄文文化を体験・学習できる」という文言があるが、千歳市の案には入っていない。市内の小中学校が見学する場所として整備していくということは考えていないのか。また、千歳市の方針案に追加することは可能であるのか。

(埋蔵文化財センター)

保存活用計画の中で縄文文化を学習できるような施設整備やソフト面を含めて検討していく方針を示している。整備基本計画で具体的な施設整備の取組を検討している。また、学校に働きかけることなどの方向性も示しているところである。方針案に追加するかについては内部で検討をしたい。

(座 長)

景観重点区域における景観形成基準（案）は、北海道の基準よりも厳しいのはなぜか。

(事務局)

届出基準については、北海道の一般区域において、面積を例にご説明すると、延べ面積 2,000 ㎡以上のものしか届出の必要はないが、景観重点区域においては、10 ㎡を超えるものを届出の対象とすることで、北海道・北東北で統一した最低限の基準を用いている。これは増築または改築の確認申請の基準と同様にし、事前に情報を得て対応することで、景観にそぐわないものについては指導していくこととしているためである。

色彩については北海道景観計画において「けばけばしい色」を使わないようにと示されており、一般区域においても純色に近い色は使わないようにと示されているので、景観重点区域においてはさらに絞った内容としている。

(委 員)

景観重点区域の基準が適用される住居者は2件程度であると想定されるが、外壁や屋根を塗り直すとき、市の予算でペンキを用意するといった対応はできないのか。そうす

れば、申請もしやすくなり、指定の色で景観を保全することもできるのではないか。

(事務局)

市がペンキを用意するようなことは考えていない。今回の基準は、新たに建築物を建てる際に原色などを使わず、推薦色の中で選んでいただきたいということである。

既存の建築物を塗り直したい場合は、市としてどこまでできるのかは今後の検討事項である。

(委 員)

現地視察で見た限り、駐車場に敷いている碎石の色がけばけばしく感じた。

(埋蔵文化財センター)

今回は、外壁と屋根を対象とした基準であるため、現在の事務局（案）では対象外である。しかしながら、地面をアスファルトにするかなどの議論も今後は出てくる可能性もあることから今後検討していきたい。

(事務局)

天然素材のものにまで色を塗ることは基準として想定していない。駐車場に敷いている碎石の色がそぐわないということについては、材料の選定のときに対処することが望ましいと考える。

(委 員)

景観形成の方針（案）について最重要項目は、「自然環境の保全」か「来訪者の満足」のどちらになるのか。方針はシンプルである方が、応用が効いて良いと考える。

(埋蔵文化財センター)

自然景観を保全することが、必然的に価値を伝えられることになるので、どちらかを最重要項目とするのではなく、自然保護と価値を伝えていくことの両立を考えたい。

(委 員)

今後、景観重点区域の土地所有者とトラブルが起きないように「相続や売買で土地所有者が変更された場合も、新たな所有者に基準等は引き継ぐものとする」というような承諾書を取っておくべきかと考える。また、比較的規模の小さな増築だと確認申請をしない農家も多く、建築士会や事業者などに周知することも重要である。

(事務局)

ご意見のとおり事前の周知が必要であると考えている。

(委 員)

法の規制等について、承諾書の代わりに登記簿に記載することもできるのではないか。

(事務局)

制度について法務局に確認することとしたい。

(座 長)

今回の会議で了承されると、今後はどうなるのか。

(事務局)

今後は景観計画を策定していくために、次回以降に一般区域を含めた景観計画の素案を作成し意見をいただくことになる。

4. 第3回検討会議の概要及び日程調整

(事務局)

(会議資料に沿って説明)

新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえながら、10月上旬頃に開催する方向で検討する。

5. その他

《意見の随時受付について》

(事務局)

前回同様に質疑やご意見等があれば、事務局で随時受付し、次回会議で説明したいと考えている。

《埋蔵文化財センターの見学について》

(事務局)

埋蔵文化財センターにはレプリカや展示物が多数あり、現地視察とはまた違った認識が得られる良い機会かと思われるので、見学について次回以降に検討させていただく。

以 上